

臨時福祉給付金について

消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担の軽減を図るため、国の全額補助事業として、臨時福祉給付金を給付します。

1 事業概要

(1) 給付対象者

平成 26 年 1 月 1 日時点で住民基本台帳に登録されている者のうち、

- ① 26 年度市民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）
- ② 生活保護を受けていない者

(2) 給付額

1 人につき 10,000 円

(3) 加算措置

基礎年金受給者、児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者等には、5,000 円を加算（本年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮）

2 本市対象者数（推計）

約 50 万人（うち加算措置対象者 約 25 万人）

3 広報

国において、コールセンター設置、ホームページ開設、全国規模の一般的広報（新聞、TV、広報誌等）が計画されています。

本市でも、コールセンターを設置するほか、ホームページ、広報よこはまを初めとする様々な媒体を通じた周知を図ります。

4 想定される今後の本市の主なスケジュール

- 4～6 月 申請管理システム構築、コールセンター開設
- 7 月頃 事務処理センター開設
申請受付開始※（原則として郵送により受付を予定）
- 8 月頃 給付開始

※ 申請期間は受付開始から 3 か月が基本ですが、6 か月まで延長することができるとされています。